

生活安全協議会 再犯防止推進部会委員名簿

委員	生活安全協議会委員	豊島区保護司会会長	高埜 秀典	
		豊島区保護司会副会長	山元 俊一	
		巣鴨防犯協会会長	吉井 公明	
		池袋防犯協会会長	岡部 俊夫	
		目白防犯協会会長	森田 晴久	
		池袋組織犯罪根絶協会会長	菅澤 省吾	
		豊島区町会連合会副会長	田中 英治	
		豊島区青少年育成委員会連合会会長	木崎 茂雄	
	地域関係団体	豊島区更生保護女性会会長	猪野 美佐子	
		更生保護法人新興会 施設長	石橋 正克	
		豊島区民社会福祉協議会事務局長	天貝 勝己	
		池袋東地区民生委員児童委員協議会会長	佐々木 敬彦	
	官公庁	巣鴨警察署 生活安全課長	森 伸行	
		池袋警察署 生活安全課長	世取 治郎	
		目白警察署 生活安全課長	木内 明朗	
		法務省東京保護観察所 統括保護観察官	柳沢 真希子	
区関係職員	危機管理監		今浦 勇紀	
	生活産業課長		山野邊 暢	
	高齢者福祉課長		佐藤 重春	
	障害福祉課長		栗原 せい子	
	生活福祉課長		尾崎 勝也	
	地域保健課長		樫原 猛	
	健康推進課長		関 なおみ	
	庶務課長		副島 由理	
	住宅課長		星野 良	
	事務局	治安対策担当課長		澤田 浩禎
		福祉総務課長		高橋 隆史
		子ども若者課長		小澤 さおり

令和元年 9 月 1 1 日

防災危機管理課

今後のスケジュール（案）

日 程	内 容
7 月 1 2 日	生活安全協議会開催～「再犯防止推進部会」の設置 決定
9 月 1 1 日	第 1 回「再犯防止推進部会」開催～計画の概要・素案の検討
1 1 月中旬	第 2 回「再犯防止推進部会」開催～計画案の策定
1 1 月下旬	第 4 回定例会：総務委員会～パブリックコメントの実施
1 2 月中	パブリックコメントの実施
令和 2 年 1 月中旬	第 3 回「再犯防止推進部会」の開催～パブコメ後の計画案の修正
1 月 2 8 日	生活安全協議会開催～計画の決定
2 月下旬	第 1 回定例会：総務委員会～パブコメ実施結果、計画決定の報告

豊島区再犯防止推進計画について

◆目次構成案

1. 計画の基本的な考え方

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間【令和2年度～令和6年度(5年間)】

2. 計画の背景

- (1) 国・東京都の動向
- (2) 豊島区の現況

3. 具体的な取り組み

- (1) 安全・安心なまちづくりへの取り組み
- (2) 就労・住居の確保等のための取り組み
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取り組み
- (4) 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取り組み
- (5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取り組み

4. 推進体制

参考資料

具体的な取り組み(案)

R元.9.11 再犯防止推進部会
資料3-2

	(1)安全・安心	(2)就労・住居	(3)保健医療・福祉サービス	(4)非行の防止・学校連携	(5)民間協力	
1	セーフコミュニティ推進事業	くらし・しごと相談支援センターの設置 (生活困窮者自立支援制度)	コミュニティソーシャルワーク事業	子ども若者総合相談事業	豊島区保護司会	1
2	地域における見守り活動支援事業	ワークステップとしま	福祉包括化推進会議の設置	教育相談等充実事業	更生保護サポートセンターの設置	2
3	地域安全対策事業	就労支援専門員支援事業	民生委員・児童委員	スクールカウンセラー事業	社会を明るくする運動	3
4	安全・安心パトロールの実施	就労意欲喚起事業	社会福祉協議会	スクールソーシャルワーカー派遣事業	青少年育成委員会(再掲)	4
5	青色回転灯つきパトロールカーの運用	就業支援事業	福祉サービス権利擁護支援室「サポートとし ま」	子どもスキップ運営事業	子ども食堂	5
6	安全・安心メール配信	保護観察対象少年に対する就労支援事業	高齢者総合相談センター(地域包括支援セン ター)運営事業	放課後子ども教室事業	豊島区更生保護女性会	6
7	地域防犯力向上事業	高齢者の就業支援	高齢者アウトリーチ事業	学校開放事業	更生保護法人新興会	7
8	インターナショナルセーフスクール推進事業	障害者就労支援事業	見守りと支えあいネットワーク事業	中高生センター運営事業	豊島区BBS	8
9	学校・通学路の安全事業	就労定着支援事業	認知症カフェ運営事業	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事 業(再掲)		9
10	小学校児童の通学路安全対策の推進	区営・区立福祉住宅	認知症サポーター養成事業	コミュニティソーシャルワーカーによる子ども の学習支援(再掲)		10
11	学校安全安心事業	住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進事業	認知症初期集中支援推進事業	子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自 立支援制度)(再掲)		11
12	安全教育の充実	高齢者等入居支援事業	障害者等相談支援事業	奨学基金援護事業(再掲)		12
13		高齢者世帯等住み替え家賃等助成事業	障害者地域支援協議会	受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲)		13
14		安心住まい提供事業	精神保健に係る相談事業	青少年育成委員会		14
15		高齢者向け優良賃貸住宅	医療観察法に基づく支援	としま子ども食堂ネットワーク事業		15
16		障害者グループホームの整備	自立支援医療(精神通院医療)	プレーパーク事業		16
17		住居確保給付金	精神保健に係る相談事業(再掲)			17
18		空き家の利活用の促進	薬物に関する健康問題への対策			18
19			薬物乱用防止教育			19
20			関係支援窓口との連携			20
21			くらし・しごと相談支援センターの設置(生活 困窮者自立支援制度)(再掲)			21
22			ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事 業			22
23			コミュニティソーシャルワーカーによる子ども の学習支援			23
24			生活保護制度			24
25			被保護者自立支援事業			25
26			被保護者自立促進事業			26
27			子ども・若者支援事業			27
28			奨学基金援護事業			28
29			生活福祉資金			29
30			総合支援資金			30
31			ひとり親に対する貸付・就労支援事業			31
32			受験生チャレンジ支援貸付事業			32

(1)安全・安心なまちづくりへの取り組み

	事業名等	概 要	担当課
1	セーフコミュニティ推進事業	セーフコミュニティとは、けがや事故など日常生活の中で健康を阻害する要因を予防することで、安全・安心なまちづくりに取り組んでいるコミュニティのことです。 セーフコミュニティ国際認証を取得している豊島区では、区の重点テーマに対応する連携・協働のための組織である「対策委員会」を設置し、各課題への具体的な対策を講じています。具体的な対策等について実践の場を提供し、セーフコミュニティ活動の拠点となっている「地域区民ひろば」では、対策委員会と連携して、自殺予防のためのゲートキーパー講座の実施、防災・防犯などの学習プログラムの展開、子育てなどの相談機会の提供など様々な活動を行っています。それらセーフコミュニティ活動の実績を通して、さらなる課題活動への評価・改善につなげています。	行政経営課 (セーフコミュニティ推進室)
2	地域における見守り活動支援事業	地域の主体的な防犯環境の整備による、公共空間における安全・安心なまちづくりを図るため、地域見守り活動を連携して行う地域団体を対象として、街頭防犯カメラの設置経費の補助や電柱・NTT柱への年間共架料の補助を実施します。	防災危機管理課
3	地域安全対策事業	区民が安心して暮らせるまちをつくるために、防犯パトロール、区民団体へのパトロール用資材支援、特殊詐欺防止対策の自動通話録音機貸与等を実施します。	防災危機管理課
4	安全・安心パトロールの実施	区民の安心感を確保するため、区内全域を青色回転灯つきパトロールカーでパトロールします。その際、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄り、安全点検を行うとともに、侵入盗、ひったくり等、犯罪発生地域の重点的パトロールを行います。	防災危機管理課
5	青色回転灯つきパトロールカーの運用	区民の安心感を確保するため、原則として、平日の午前5時から午後10時までの間(土曜日は午後2時まで、原則として日曜、祝日、年末年始を除く。)、資源持ち去り防止や小学校、区関連施設への立ち寄り警戒、繁華街パトロールや特殊詐欺被害防止のための警戒活動等を実施します。	防災危機管理課
6	安全・安心メール配信	「安全安心情報」(区内及び区境周辺で発生した不審者事案や事件・事故、子どもの安全確保上の注意等)を携帯電話、パソコン配信システムにおいて、登録者に配信します。	防災危機管理課

	事業名等	概 要	担当課
7	地域防犯力向上事業	区内のマンション・商店会等を対象として、防犯カメラ・防犯灯・防犯アラーム等の設備補助を実施します。また、継続的に補助を実施することで、防犯機運の醸成及び地域の主体的な取り組みによる防犯環境整備を促進し地域全体の防犯力を向上を図ります。	防災危機管理課
8	インターナショナルセーフスクール推進事業	インターナショナルセーフスクール(ISS)は、体や心のけが、およびその原因となる事故やいじめを予防し、安全・安心な学校づくりを進める活動です。学校内はもとより、通学路などの地域の安全に、児童・生徒、教職員、保護者、地域の関係機関や行政が協働で取り組んでいます。 安全な学校づくりのための仕組みが機能していると認められた学校は、ISS認証センターによる国際認証を得ることができ、平成30年度時点で区内の小学校6校、中学校1校が認証を取得しています。 令和元年度は、新たに清和小学校が認証の取得に向けて、また、仰高小学校、池袋本町小学校が再認証の取得に向けて取り組んでいます。	指導課
9	学校・通学路の安全事業	園児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、登下校時の通学案内、学校施設の警備・点検等、日常的な安全体制を確立します。	学務課 庶務課
10	小学校児童の通学路安全対策の推進	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを設置します。	学務課
11	学校安全安心事業	通学路等における子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者等の見守り活動を支援します。	庶務課
12	安全教育の充実	セーフティ教室、薬物乱用防止教室、携帯電話等の使用に関する指導等、児童・生徒の安全教育を推進しています。また、学校における指導内容を保護者・地域にも公開し意識啓発を進め、地域ぐるみで安全対策の向上に努めています。	指導課

(2) 就労・住居の確保等のための取り組み

	事業名等	概 要	担当課
就労支援			
1	くらし・しごと相談支援センターの設置 (生活困窮者自立支援制度)	豊島区では、「くらし・しごと相談支援センター」を開設し、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し専門の相談支援員が多様な問題にワンストップで対応する体制を整え、総合的かつ具体的な寄り添い支援を行っています。 ①自立相談支援事業(相談) 専門の相談員が相談内容を整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作るとともに、他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を行います。 ②自立相談支援事業(就労支援) 支援者の就労条件に合わせて求人を提供するとともに、就職技術支援(面接指導、履歴書添削等)を行います。また、面接も同行し、条件と一緒に確認します。 ③就労準備・社会参加支援事業 「仕事をすることがない」「離職期間が長期にわたる」「人とのコミュニケーションがうまくとれない」「生活リズムが乱れている」等の理由で、早期の就労に不安のある方に対し、個別面談、セミナー、体験就労、地域のイベント参加などを通じ、自立に向けたオーダーメイドの支援プランを作成し支援をします。また、困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラムとして、定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者等に対する将来の進路に対する助言、就労支援、居場所づくり等の支援をします。 ④家計改善支援事業 家計収支改善のアドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。また、弁護士相談(としま生活困窮者支援弁護士ネットワーク)による専門的なアドバイスも行っています。 ⑤子どもの学習・生活支援事業 子どものいる世帯に対し、家庭訪問を通じた子どもとその家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク(通称:とこネット))に属する各教室の紹介などを行います。 ⑥住居確保給付金事業 住まいを失った方、または失うおそれのある方に原則3ヶ月の期間において家賃相当額(上限あり)を支給することで、常用就職に就けるよう支援を行います。	福祉総務課
2	ワークステップとしま	豊島区では、平成26年9月、雇用と福祉が一体となったワンストップ型の就労支援を行うため、「豊島区、東京労働局及び池袋公共職業安定所(池袋ハローワーク)が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定」を締結しました。この協定に基づいて、区役所本庁舎4階に「ワークステップとしま」が設置されています。この窓口では区と池袋ハローワークが一体となって就労支援・職業紹介を行うことで、生活保護受給者等への早期支援の強化を図っています。	福祉総務課

	事業名等	概 要	担当課
3	就労支援専門員支援事業	稼働能力を有する被保護者を対象に、就労支援専門員による継続的な個別面接指導やハローワークと連携した就労への支援を行っています。また、就職後に継続して働くための定着支援も行っています。	生活福祉課 西部生活福祉課
4	就労意欲喚起事業	就労経験がない、就労意欲が低いなど、就労に対する課題の多い被保護者に対して支援を行い、就労意欲の喚起を図ると同時に、就労までの支援を行っています。	生活福祉課 西部生活福祉課
5	就業支援事業	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋（池袋職業安定所）や東京しごと財団（東京都）、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	生活産業課
6	保護観察対象少年に対する就労支援事業	非行少年の立ち直りを支援し、再犯を防止するため、保護観察対象少年を、区の臨時職員として採用します。	人事課 子ども若者課
7	高齢者の就業支援	豊島区シルバー人材センターでは、「自らの知識や経験と能力を活かしながら働くことによって、地域社会へ参加したい」と希望する高齢者の方に対し、様々な就業やボランティア活動の機会を提供することにより、高齢者の方々の生きがいや生活感の充実を図り、高齢者の社会参加による活力ある地域社会づくりを目指しています。	シルバー人材センター
8	障害者就労支援事業	障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労に関わる支援を行います。必要に応じて相談や情報提供を行い、就労が継続できるように支援します。また、事業主の障害者雇用の促進を応援します。	障害福祉課
9	就労定着支援事業	一般就労した障害者に対して、電話・来所相談、企業等への訪問を通して、必要な連絡調整、指導、助言等を行い、就労の継続を図ります。	障害福祉課

	事業名等	概 要	担当課
住居の確保			
10	区営・区立福祉住宅	住宅に困っている高齢のひとり暮らしや世帯のために、安否確認の自動装置など、高齢者が安心して住めるような設備のついた住宅を提供しています。	住宅課
11	住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進事業	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、18歳未満の子どもを養育する世帯、低所得世帯等）の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図るため、専用住宅への経済的支援を実施します。	住宅課
12	高齢者等入居支援事業	民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者等に対して、賃貸住宅の情報の提供等を通じて入居支援を行うことにより、高齢者等の居住継続を図ります。また、身元保証人を確保することが困難な高齢者等に対しては、区独自の家賃等債務保証制度を活用し、民間賃貸住宅への入居を支援していきます。	住宅課
13	高齢者世帯等住み替え家賃等助成事業	区内の民間賃貸住宅に居住し、取り壊し等により現在の住宅に住み続けることが困難になり、転居することが必要となった高齢者世帯等に、住み替え後の家賃の一部を助成します。	住宅課
14	安心住まい提供事業	取り壊し等により立ち退きを迫られるなど緊急に住宅を必要としている、高齢者、障害者及びひとり親世帯の方に、区が借上げている民間アパートの居室を提供することにより、居住の安定を図ります。	住宅課
15	高齢者向け優良賃貸住宅	高齢者が安心して居住できる、「バリアフリー化」、「緊急時対応サービス」が整った住宅に入居する場合に、家賃補助を行っています。豊島区では、現在4団地、85戸を供給しています。	住宅課
16	障害者グループホームの整備	グループホームにおいて安心して暮らすことができるよう、関係機関の連携の下、情報収集に努め、居住の場づくりの支援を行います。	障害福祉課
17	住居確保給付金	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額（上限あり）を支給することで、就業機会の確保に向けた支援を行います。	福祉総務課
18	空き家の利活用の促進	空き家の情報の把握、利活用の普及啓発、適正管理の推進、情報提供・相談体制の充実を図り、区内の空き家率の減少に努めます。	住宅課

(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取り組み

	事業名等	概 要	担当課
相談・支援			
1	コミュニティソーシャルワーク事業	コミュニティソーシャルワーカーは、区内8か所の地域区民ひろばを拠点として、地域住民や地域の人的資源と連携・協力して、支援を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たします。 高齢者、障害者、子どもなどの分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対しては、民生委員・児童委員、青少年育成委員、保護司、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携して支援を行っていきます。	福祉総務課 社会福祉協議会
2	福祉包括化推進会議の設置	福祉ニーズが多様化、複雑化する中、これまでの対象者別の縦割りの相談支援では対応が困難なケースが増え、引きこもり対策や就労支援・住宅確保など支援を一層きめ細かく提供する必要が高まっていることから、区役所本庁舎4階の福祉総合フロア各課に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進することにより、包括的な支援を実施していきます。	福祉総務課
3	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、つねに住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障害者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしています。また、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援も行っています。 民生委員・児童委員には守秘義務があり、住民が安心して相談、生活できるよう、個人情報の取り扱いには十分配慮して活動しています。	福祉総務課
4	社会福祉協議会	豊島区民社会福祉協議会は、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、支え合い、助け合いの気持ちが育まれるようさまざまな事業を行うとともに、幅広く各分野の団体等と連携し、豊島区内に福祉のネットワークをつくっています。また、支援を必要とする区民に対し、その人の抱える困難を理解するとともに、その人らしさを尊重する立場に立って支援サービスを心をこめて行っています。	社会福祉協議会
5	福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」	豊島区民社会福祉協議会が運営する福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」では、福祉サービスの利用に係る相談及び苦情対応など福祉サービス利用者への権利擁護の取り組みや、成年後見制度推進機関として制度の普及啓発のための講座の実施や利用する際の手続きについての説明を行っています。	社会福祉協議会

	事業名等	概 要	担当課
高齢者			
6	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）運営事業	高齢者の身近な相談窓口として、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を区内8 か所に設置し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の業務のほか、各種相談、申請受付など総合的な支援を行っています。	高齢者福祉課
7	高齢者アウトリーチ事業	高齢者総合相談センターに「見守り支援事業担当」を配置し、高齢者実態調査等を通じて高齢者の生活状況や緊急連絡先等を把握して見守り活動に活用するとともに、潜在的な需要や問題等を早期に発見し、必要なサービスにつなげます。	高齢者福祉課
8	見守りと支えあいネットワーク事業	高齢者実態調査等を通じて見守りが必要と判断した高齢者や、自ら見守りを希望する高齢者に対して、地域の見守り活動協力員やシルバー人材センターの協力員が見守りや声掛けを行います。	高齢者福祉課
9	認知症カフェ運営事業	認知症の方とその家族、地域住民、専門職が気軽に集い、喫茶とおしゃべりを楽しみながら「認知症について」語り合い、理解を深める場を提供しています。また、認知症に関する相談や認知症関連の情報提供も行っています。	高齢者福祉課
10	認知症サポーター養成事業	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように支援します。	高齢者福祉課
11	認知症初期集中支援推進事業	医療や介護の専門職と認知症サポート医で構成されたチームが、認知症が疑われるご本人やご家族のもとを訪問し、生活の工夫や認知症の対応のアドバイスをを行います。	高齢者福祉課

	事業名等	概 要	担当課
障害者			
12	障害者等相談支援事業	障害者(児)(身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者等)の方及び家族からの福祉に関する相談に応じています。相談を通して、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。	障害福祉課
13	障害者地域支援協議会	関係機関連携のネットワークを強化し、相談を拾い上げ、適切な相談先につなげることができるような連携を構築します。また、充実した地域生活の実現のために各分野の課題を抽出し、解決に向けた具体的な検討を行います。	障害福祉課
14	精神保健に係る相談事業	専門医によるこころの相談、精神保健福祉士による家族問題相談、その他、保健師等の専門職が随時相談を実施します。精神疾患についての正しい知識と適切な対応について相談に応じることで、安定した生活を支援します。	健康推進課 長崎健康相談所
15	医療観察法に基づく支援	医療観察法に基づいて処遇された者に対し、退院後必要となる地域資源の調整を行い、安定した社会生活を送れるよう支援します。	健康推進課
16	自立支援医療(精神通院医療)	精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給します。	健康推進課 長崎健康相談所
薬物依存			
17	精神保健に係る相談事業(再掲)	再掲(保健医療・福祉サービス No.14)	健康推進課 長崎健康相談所
18	薬物に関する健康問題への対策	東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会とともに、青少年をはじめとする区民の健康と安全を守るため、街頭キャンペーンや、中学生への薬物乱用防止ポスター・標語の募集、小中学校での薬物乱用防止教室、各種イベントでの啓発活動等を通して、普及啓発を進め薬物乱用を未然に防ぎます。	健康推進課 長崎健康相談所 地域保健課 生活衛生課
19	薬物乱用防止教育	危険ドラッグなど薬物乱用の防止を目的として、全校で年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。	指導課

	事業名等	概 要	担当課
生活困窮			
20	関係支援窓口との連携	納付相談において、未納者の生活状況、支援の必要性を総合的に判断し、くらし・しごと相談支援センター、高齢者総合相談センター、生活保護担当部署などの関係課窓口の案内や対応の依頼を行います。	税務課 国民健康保険課 高齢者医療年金課 介護保険課
21	くらし・しごと相談支援センターの設置 (生活困窮者自立支援制度)(再掲)	再掲(就労・住居 No.1)	福祉総務課
22	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象にして、学習面・生活面の支援を実施して学習への動機づけ、学力の向上を目指します。また、精神的なケアに重点をおき、自己肯定感の助長・社会性の修得等を促進して、貧困の世代間連鎖を防止します。	子育て支援課
23	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	社会福祉協議会 福祉総務課
24	生活保護制度	生活保護制度は、病気や高齢、働き手の死亡、失業その他様々な事情で生活に困ったとき、基準によって計算された最低生活費と比較して不足している生活費を支給する制度です。「健康で文化的な最低限度の生活」を保障したうえで、受給者が自分の力や他の方法で生活できるように援助していきます。	生活福祉課 西部生活福祉課
25	被保護者自立支援事業	生活保護受給者の自立を目的として、①就労支援、②安定した生活のための各種の支援、③資産の調査と活用、④日常金銭管理支援、⑤高齢者の見守り支援、⑥子ども・若者への進学等の支援を行います。社会とのつながりを回復・維持し、地域社会の一員として生活が送れるような支援を行うことにより、孤独や孤立を防ぎ、安定した生活を送れるよう支援します。	生活福祉課 西部生活福祉課
26	被保護者自立促進事業	生活保護法の給付の対象とならない、就労支援や社会参加、地域生活移行、学習支援等の経費を支給し、被保護者の経済的、社会的な自立を支援します。	生活福祉課 西部生活福祉課

	事業名等	概 要	担当課
27	子ども・若者支援事業	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携してひきこもり・親子関係・生活そのものの課題等の解消や学力向上を目指した学習会へのつなぎなどを行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。	生活福祉課 西部生活福祉課
28	奨学基金援護事業	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、又は在学中の方に対して、奨学金を支給します。	生活福祉課
29	生活福祉資金	所得の少ない世帯・障がい者および介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う制度です。この制度は、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員・児童委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。	社会福祉協議会
30	総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのため、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。	社会福祉協議会
31	ひとり親に対する貸付・就労支援事業	ひとり親家庭の経済的援助としての貸付、就労支援を切り口に申請者の状況を把握し、相談援助を行います。	子育て支援課
32	受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付け事業を実施します。	社会福祉協議会 福祉総務課

(4) 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取り組み

	事業名等	概 要	担当課
相談・支援			
1	子ども若者総合相談事業	子ども若者総合相談「アシスとしま」は、子どもと概ね39歳までの若者やその家族を対象に、日常生活習慣、進路、ひきこもり、非行、家庭内暴力など様々な悩みに対して、電話、メール、訪問等の方法で相談を受け付けています。また、相談の内容によって専門機関と連携しながら一人ひとりに合わせた支援プログラムを実施します。 また、子ども若者支援ワーカーが地域に出向いて相談をうけます。	子ども若者課
2	教育相談等充実事業	子どもの成長・発達に伴って生じてくる様々な問題や悩みについて、本人・保護者・関係機関の相談に応じ助言しています。電話による教育相談・いじめ相談に応じ助言しています。	教育センター
3	スクールカウンセラー事業	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめなどの問題行動や不登校等を未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	指導課 教育センター
4	スクールソーシャルワーカー派遣事業	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や、児童相談所、医療機関など関係機関との連携など、子どもの置かれた環境の改善を行っています。また、家庭訪問などを通じて、児童・生徒、保護者への直接的な支援を行っています。	教育センター

	事業名等	概 要	担当課
子どもの居場所			
5	子どもスキップ運営事業	小学校の教室や校庭、体育館を活用し、学童クラブの機能を維持した小学生のための放課後対策として、安全で安心な「子ども同士の遊び場」を提供します。	放課後対策課
6	放課後子ども教室事業	子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	放課後対策課
7	学校開放事業	子どもたちの身近で安全な遊び場、地域住民の生涯学習・スポーツ・レクリエーションの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域コミュニティの推進を図ります。	放課後対策課
8	中高生センター運営事業	中高生等の居場所、活動・交流の場、社会参加を支援する場を提供します。また、気軽に悩みを打ち明けられる環境を整えることで、若者の気持ちに寄り添い、自己肯定感を高めていきます。	子ども若者課
学習支援			
9	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業 (再掲)	再掲(保健医療・福祉サービス No.22)	子育て支援課
10	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 (再掲)	再掲(保健医療・福祉サービス No.23)	社会福祉協議会 福祉総務課
11	子どもの学習・生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)(再掲)	再掲(就労・住居 NO.1)	福祉総務課

	事業名等	概 要	担当課
進学等への資金援助			
12	奨学基金援護事業 (再掲)	再掲(保健医療・福祉サービス No.28)	生活福祉課
13	受験生チャレンジ支援貸付 事業 (再掲)	再掲(保健医療・福祉サービス No.32)	社会福祉協議会 福祉総務課
青少年の健全育成			
14	青少年育成委員会	育成委員会は、地域の中で子どもたちの憩い、集いの場所づくりを目的に区内12地区それぞれが特色のある活動をしています。イベントなど地域活動を通じて、親子のふれあい、親同士の交流を図り、地域で支え合う子育てができる環境づくりを目指しています。	子ども若者課
15	としま子ども食堂ネットワーク事業	区内で活動する「こども食堂」をネットワーク化し、運営団体等が安全で安定した運営ができるよう情報共有の場や講演会、研修会を実施します。	子ども若者課
16	プレーパーク事業	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。また、身近な地域で冒険遊びを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。	子ども若者課

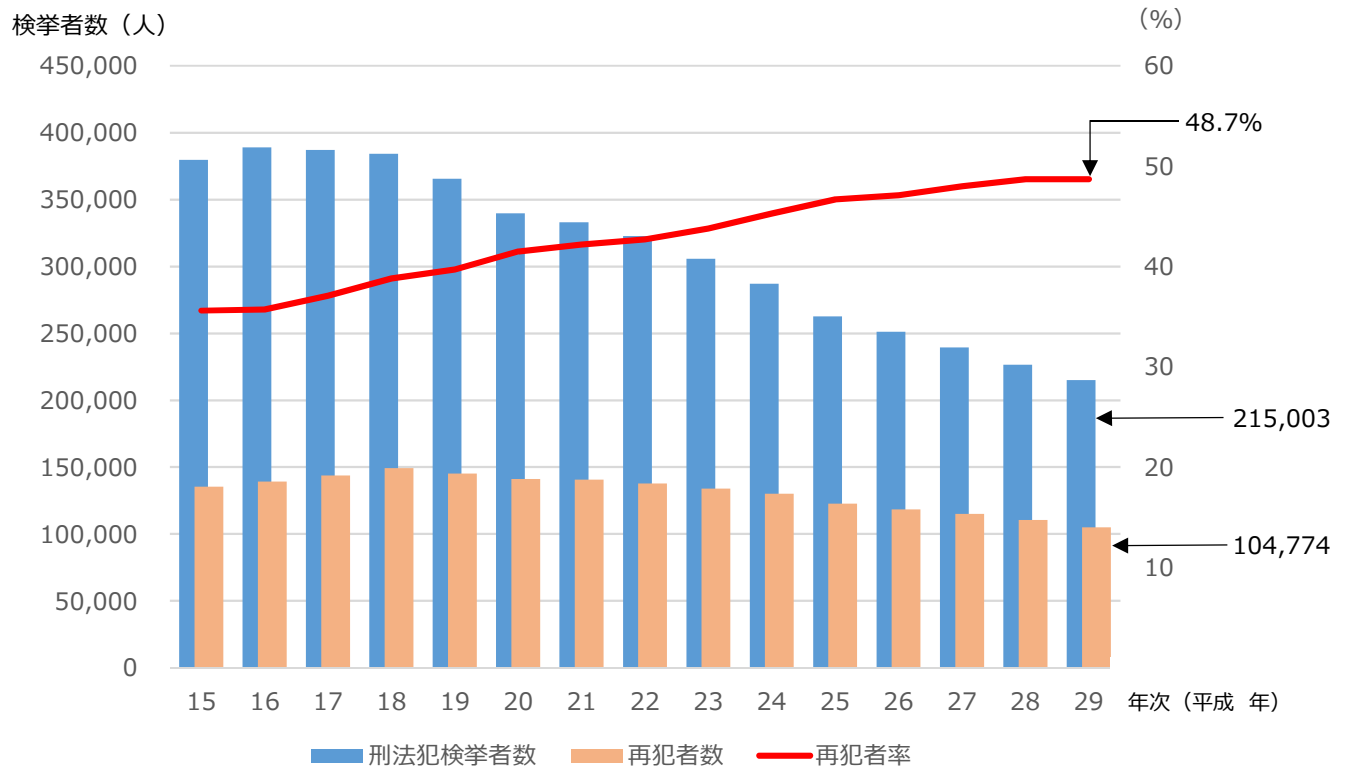
(5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取り組み

	事業名等	概 要	担当課
1	豊島区保護司会	地域の中には、様々な問題があります。保護司会は、毎週2回(月・金曜)更生保護サポートセンターにおいて、青少年相談室を開設し相談に応じています。ご両親からお子さんに対しての相談が多く多種にわたります。保護司は、年3回の定例研修、年2回の特別研修、また観察所において年3回の特別研修があります。関係機関とは問題があるときには連絡し、共に考え、相談し、ご両親、お子さんともに良い結果になるよう協力いたします。	子ども若者課
2	更生保護サポートセンターの設置	豊島区東池袋分庁舎の設置に合わせて、平成28年4月に更生保護サポートセンターが開設されました。更生保護サポートセンターは保護司が面接や関係機関との処遇協議、情報交換を行う保護司活動の拠点です。生活福祉課や社会福祉協議会と同じ施設にあることで連携がとりやすくなり、福祉施策の最前線としてさらなる活動の充実を図っていきます。	子ども若者課
3	社会を明るくする運動	この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。豊島区では、同運動推進委員会並びに常任委員会が、7月の強調月間を中心に、地区の青少年育成委員会などと協力し、多彩な行事を実施しています。	子ども若者課
4	青少年育成委員会(再掲)	再掲(非行の防止・学校連携 No.14)	子ども若者課
5	子ども食堂	地域で子どもやその保護者を対象に、無料または安価で食事を提供する取り組みです。貧困家庭や孤食の子どもに、食事を提供する目的で始めましたが、それだけではなく「世代交流」・「地域コミュニティ」・「居場所」・「文化の継承」・「ボランティア活動」などの場として、多角的な支援共助の場となっています。	子ども若者課

	事業名等	概 要	担当課
6	豊島区更生保護女性会	女性の立場から、犯罪を犯した人への更生保護の充実に寄与し、犯罪のない明るい地域社会の実現と青少年の健全育成を目的として活動しています。	子ども若者課
7	更生保護法人新興会	犯罪や非行を犯した人で頼るべき身寄りや住居のない人達を保護し、一定期間宿泊場所を提供し、様々なアドバイスをするなど、本人が法律を守る善良な社会の一員となるよう、その自立と厚生を援助しています。	子ども若者課
8	豊島区BBS	BBS(Big Brothers and Sisters Movement の略)は、様々な問題を抱える少年を兄や姉のような身近な存在として接しながら少年達が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティアです。	子ども若者課

1 全国の状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

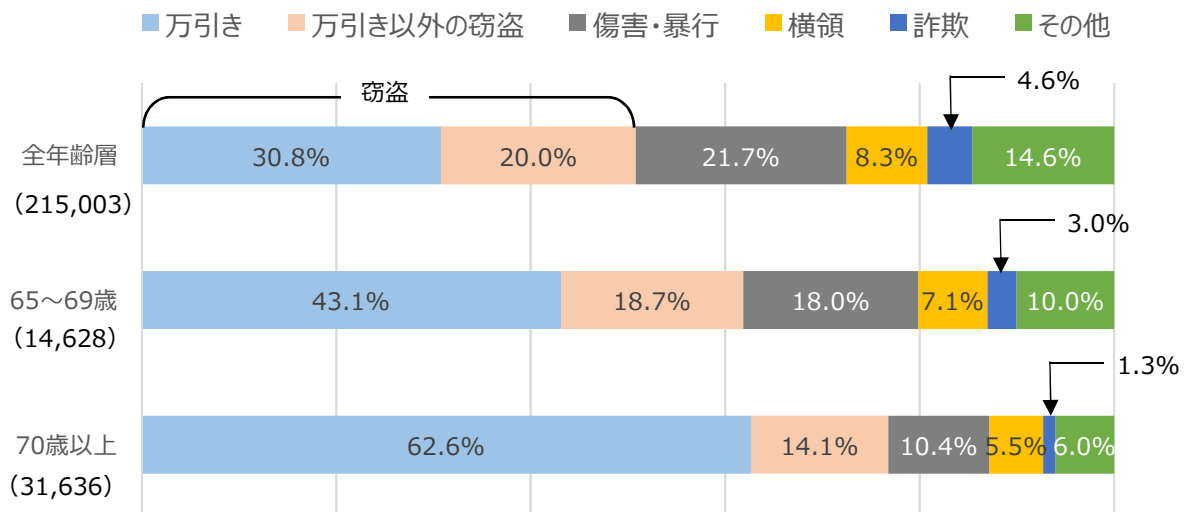


注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の比率をいう。

(2) 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（平成 29 年）



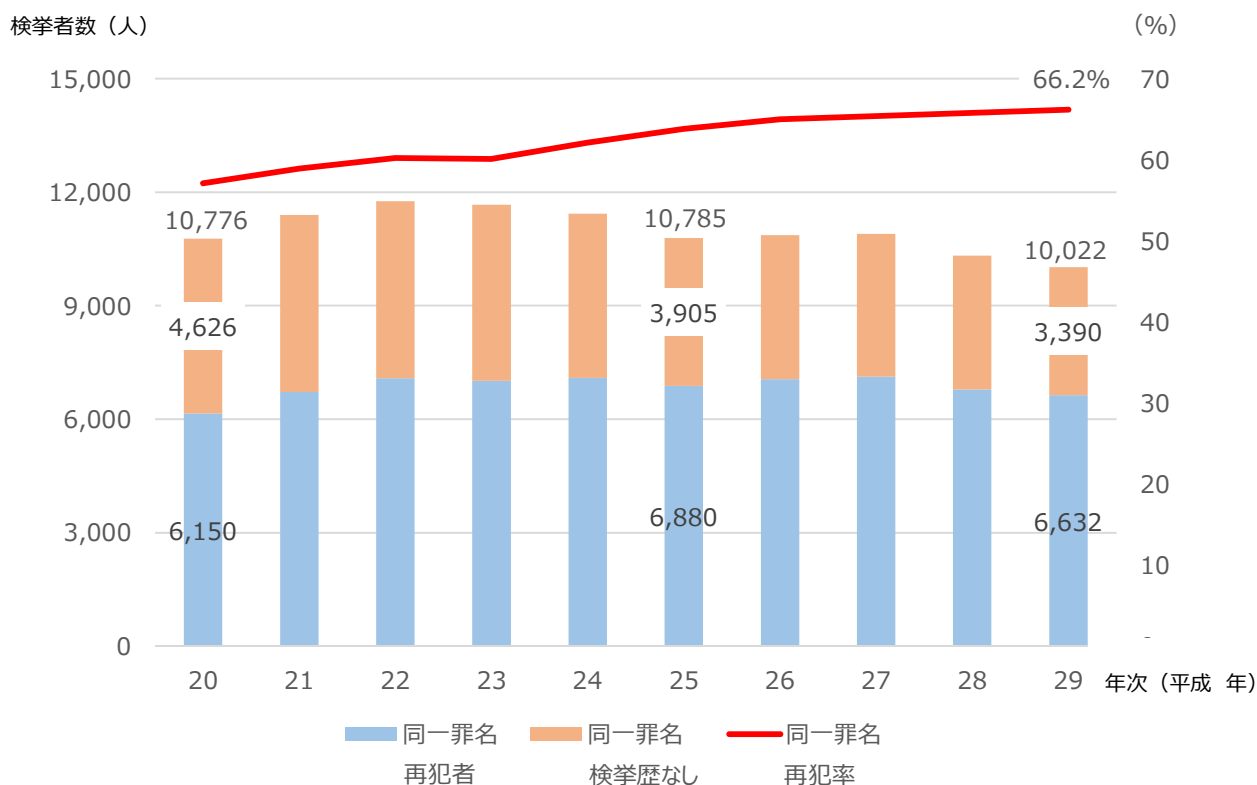
注 1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

3 「横領」は、遺失物横領を含む。

4 () 内は、実人員である。

(3) 覚せい剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯人員等の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。

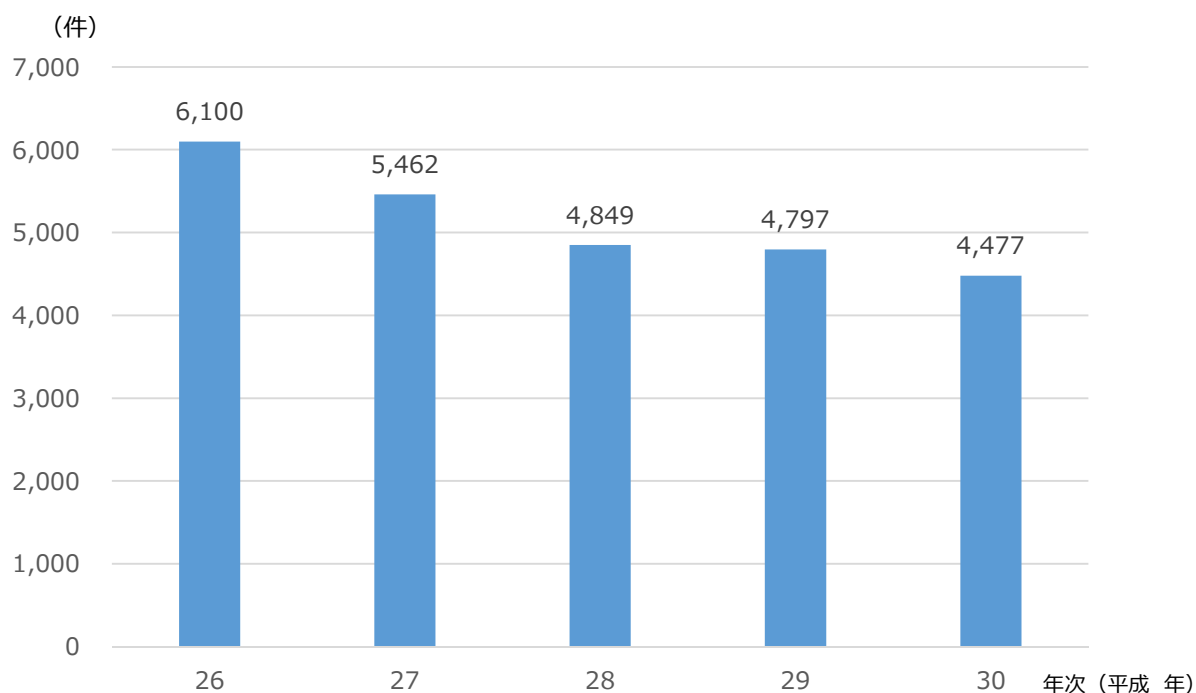
2 検挙時の年齢による。

3 「同一罪名再犯者」は、前に覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚せい剤取締法違反で検挙された者をいう。

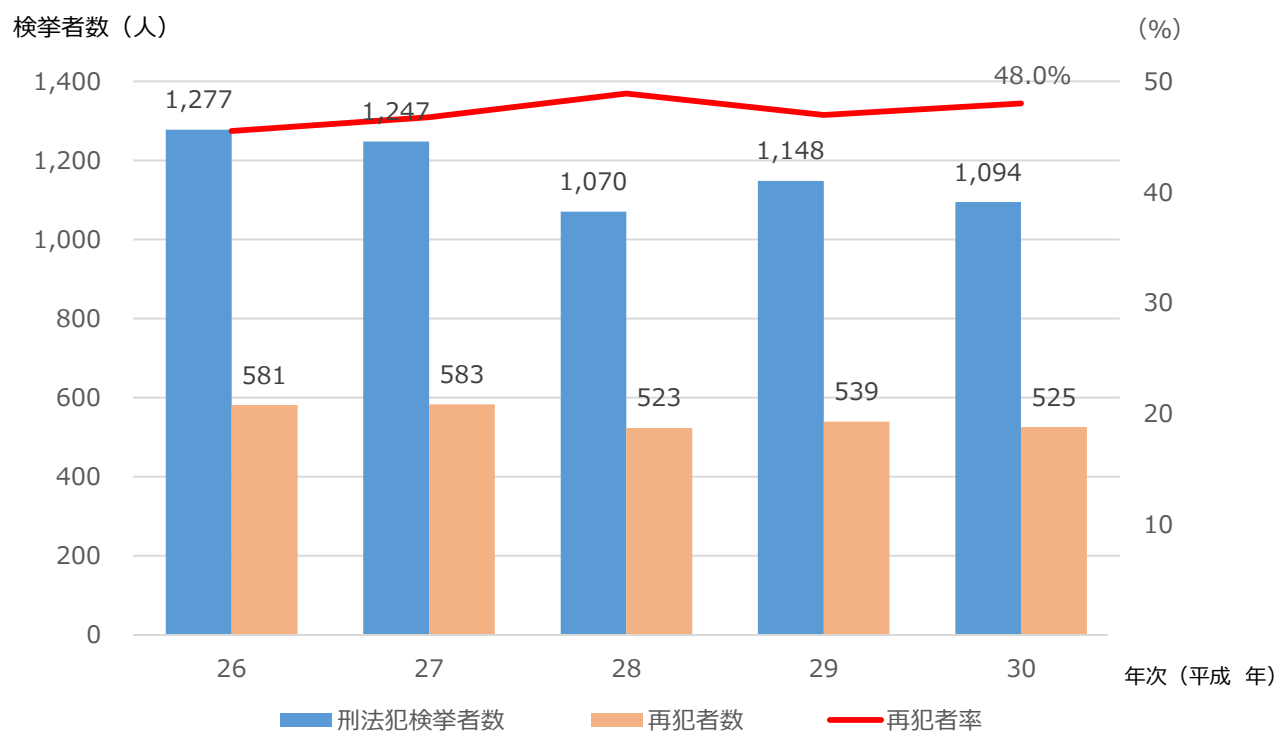
4 「同一罪名再犯者率」は、覚せい剤取締法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

2 豊島区の状況

(1) 区内における刑法犯認知件数



(2) 区内における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率



再犯防止推進部会意見書

配付資料も含め、本部会に関し、何かお気づきの点やご意見・ご質問等ございましたら、お寄せください。
(資料番号及び項目、意見・質問内容について具体的にお書きください。)

資料番号	項目	意見・質問内容

※ご意見・ご質問は本紙を用いず自由形式の用紙提出でも結構です。
※恐縮ですが、令和元年9月30日(月)までに下記faxまたはメールアドレスへお送りください。

(送付先)
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
豊島区治安対策担当グループ
電話 03-3981-1433
fax 03-3981-5018
メール A0011101@city.toshima.lg.jp